

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

平成23年1月14日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

開発者の氏名又は名称及び代表者の氏名	開発者の住所又は主たる事務所の所在地	開発行為を行う土地の所在地	開発行為の目的	土地の面積			開発行為の工期	開発行為の許可年月日
				開発事業区域の土地の面積	開発行為をしようとする森林の土地の面積	開発行為に係る森林の土地の面積		
株式会社西日本鉱業 代表取締役 西村 信義	鳥取市気高町新町三丁目26	鳥取市有富地内	岩石の採取	49.3633 ヘクター ル	47.5299 ヘクター ル	36.2608 ヘクター ル	平成22年12月22日から平成27年12月21日まで	平成22年12月22日